

第 2 4 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 1 0 月 2 5 日 (木)

午後 1 時 3 0 分

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

- 1 市議会モニターからの意見について・・・資料 1
- 2 議運決定事項の報告方法について・・・資料 2
- 3 その他

モニターからの意見	対応
<p>モニターとしての意見（過去の検証）</p> <p>1、昨年意見として出た、担当部課に聞けば済む話を何故一般質問で聞くのかについての回答は「一般質問は、執行機関を監視し適正な行政運営を確保するためにも重要な役割を持っています。このことを全議員が念頭に置き質問できるように努めてまいります」とあったが、その後の取り組みと成果について具体的な説明を求める。</p> <p>2、昨年意見として出た、議員報酬と政務活動費についての質問に対する回答は「今後の議論の参考にさせていただきます」とあったが、その後の議論または取り組みはどのようなものがあったのか、具体的な説明を求める。</p> <p>3、昨年意見として出た、全員協議会については「全員協議会の運営については、今後、議会運営委員会で検討してまいります」との回答だったがその後どのような議論でどうなったのか具体的な説明を求める。</p> <p>4、昨年意見として出た、熊本市の「公務における子育て支援策」について「議会運営委員会において、今後検討してまいります」とのことだったが、どうなっているのか具体的な状況についての説明を求める。</p> <p>5、ご承知のように、日本の法律においては「罪刑法定主義」が原則です。何の罪が適応されるのかが明確に示され、それに基づいて刑が決定されるということですが、当山陽小野田市議会においてはこの罪刑法定主義の基本スタンスで運営されな</p>	<p>一般質問の意義については議員個々が考えていく問題ですが、形式・内容がふさわしくないものについては、議長や議会運営委員会で改善を求めます。</p> <p>先進地の状況を参考にしながら、特別委員会あるいは第三者機関などで議論することを検討します。</p> <p>全員協議会については既に法的な位置付けがなされており、その運営は招集権者である議長に委ねられています。</p> <p>これから検討してまいります。</p> <p>政治倫理審査会の審査結果報告書にありますように、適用条項は条例第3条第1号です。</p>

モニターからの意見	対応
<p>いのでしょうか。もし、そうだとすると民主主義を脅かす「魔女狩り」のような事態も想定され看過できません。</p> <p>代表事例として、政治倫理審査会で杉本議員が条例違反と認定されたが、第何条何項何号に違反と認定されたのか。議長からの口頭注意、本会議場における本人の謝罪となったが「罪刑法定主義」の原則からその根拠が示されていないことは大きな疑問である。</p> <p>議会としてのスタンス及び杉本議員の政治倫理条例違反の適用条項を明確に示されたい。</p> <p>6、杉本議員は本会議場で「新たな決意」を述べたが、謝罪がなかった。山陽小野田市議会としてこれでよいと考えるのか。</p> <p>7、倫理条例違反の罰則規定についての規定がない。人によってその内容が異なることは「法の下での平等」の原則に反することになる。</p> <p>公平な議会運営のために、懲罰規定を整備する必要があると考えるがいかがか。</p>	<p>しかし、政治倫理審査基準に違反した場合の具体的な措置が規定されておらず、その点につきましては不備があったと考えます。他市の条例を参考にしながら、政治倫理条例の改正を進めてまいります。</p> <p>少なくとも謝罪の意思はあったこと、会期不継続の原則から発言の訂正ができないことから、議会として特に対応しません。</p> <p>今後、御指摘のようなことがないよう「謝罪文の朗読」を盛り込むなどの改正を検討します。</p> <p>罰則規定、懲罰規定ではありませんが、公平な運用を図るために具体的な措置を整備します。</p>

議運公開状況

No.	市名	公開区分	備考
1	下関市	公開	
2	宇部市	公開	
3	山口市	公開	報道傍聴については、委員長が会議の冒頭で諮る
4	萩市	公開	
5	防府市	公開	
6	下松市	公開	
7	岩国市	非公開	傍聴規則では認めていない。
8	光市	公開	会議録非公開（議会意思決定機関であるため）。傍聴はOK
9	長門市	公開	会議録非公開。傍聴はOK
10	柳井市	公開	
11	美祢市	公開	
12	周南市	公開	